

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「児童生徒の健康・安全・安心が保障される学校づくり」を「めざす学校像の基本方針」としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに高槻支援学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※このほか、好意から行った行動が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、いじめていても本人に自覚がなく否定することも起こりうる。また、軽い言葉で傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などにおいては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。また、これらの場合にあっては、学校いじめ対策組織で、法に定められた「いじめの定義」に照らしていじめの認定を行う必要がある。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「高槻支援学校いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

（校長）、教頭2、生活指導部3（学部生指⇄生徒指導主事・部長を含む）
小・中・高部主事3、養護教諭1、自立活動・支援部1、人権教育推進委員会1、（情報部1）
心理・福祉の専門家等（高槻市障がい福祉課、子ども家庭センター等）
弁護士・医師・警察の経験者等（高槻警察少年課、校医、精神科医等）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 「いじめ」に対する理解力・判断力を育む教育の推進

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

高槻支援学校 いじめ防止年間計画				
	小学部	中学部	高等部	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個別の教育支援計画によって把握された児童の状況および課題の集約	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 学年懇談会（1、2、3年）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第1回いじめ防止対策委員会（年間計画の確認、いじめチェック週間の確認） 人権HR（いじめをなくすために）を適宜行う 懇談週間（家庭での様子の把握）
5月	前期児童徒会選挙	前期生徒会選挙	前期生徒会選挙	PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 運動会
6月	校外学習（4・5・6年）	校外学習（1、2、3年） 生徒会行事	実習週間（2年） 校外学習（3年） 進路懇談（3年） 修学旅行（3年） 職場実習（社会性・自立する力の育成、進路の選択）を順次開始	参観日（授業評価アンケート実施） ⇄回収、分析、保護者への結果報告 保護者懇談週間（学校生活の報告や家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 アンケート回収箱の設置 いじめ防止チェック週間 ↑↓
7月	七夕まつり 交流学習（2年） 学年 or 学級懇談（学校生活の報告や家庭での様子の把握）	学年懇談（1、2、3年）	学期末懇談 職業相談（3年）	防犯教室 ＊日程は変更となる場合があります。 第2回いじめ防止対策委員会（進捗確認）
8月	家庭の状況に応じて、さくら連絡網や電話連絡し、夏季休業中の様子を把握。	夏季休業中の家庭へ電話連絡（休業中の家庭での様子の把握）		（夏季休業中） ・保護者の了解のもと児童生徒の利用している福祉・療育施設等を視察

9月		生徒会行事（修学旅行を送る会） 修学旅行（3年）	宿泊学習（2年）	・学期ごとの精神科校医による相談状況、年間2回の障害福祉・子ども家庭センターとの連携状況の確認⇄養護教諭・担任等
10月	後期児童会選挙 交流学習（3年） 交流学習（4年） 校外学習（1・2・3年） 宿泊学習（5年） 修学旅行（6年）	後期生徒会選挙 宿泊学習（2年） 校外学習（1年）	後期生徒会選挙 実習週間（1年） 実習報告会	参観日（授業評価アンケート実施） ⇄回収、分析、保護者への結果報告
11月	学習発表会	高等部見学（3年）	校外学習（1年） 学期末懇談	懇談週間（家庭訪問 or 個人懇談） （家庭での様子の把握）
12月	交流学習（2年）	学習発表会	学習発表会	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 アンケート回収箱の設置 ↑ いじめ防止チェック週間 ↓ (冬季休業中) ・いじめ・体罰等防止研修 ・第3回いじめ防止対策委員会 (状況報告と取組みの検証)
1月	校外学習(3年)		校外学習（3年）	校内作品展 土曜参観日 アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 アンケート回収箱の設置 ↑ いじめ防止チェック週間 ↓
2月	校外学習(1・2・4・6年) 6年生を送る会	マラソン大会 校外学習（1、2、3年） 卒業生を送る会	校外学習（1、2年） 生徒会行事（送別会）	第4回いじめ防止対策委員会 （年間の取組みの検証） ⇒年度末反省職員会議で共有 懇談週間 （家庭での様子の把握）
3月		学期末懇談（1、2年）	学期末懇談 （1、2年：進級に向けて）	

（その年度の行事予定に準ずる）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、各学期のはじめと年度末の年4回、定例会を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

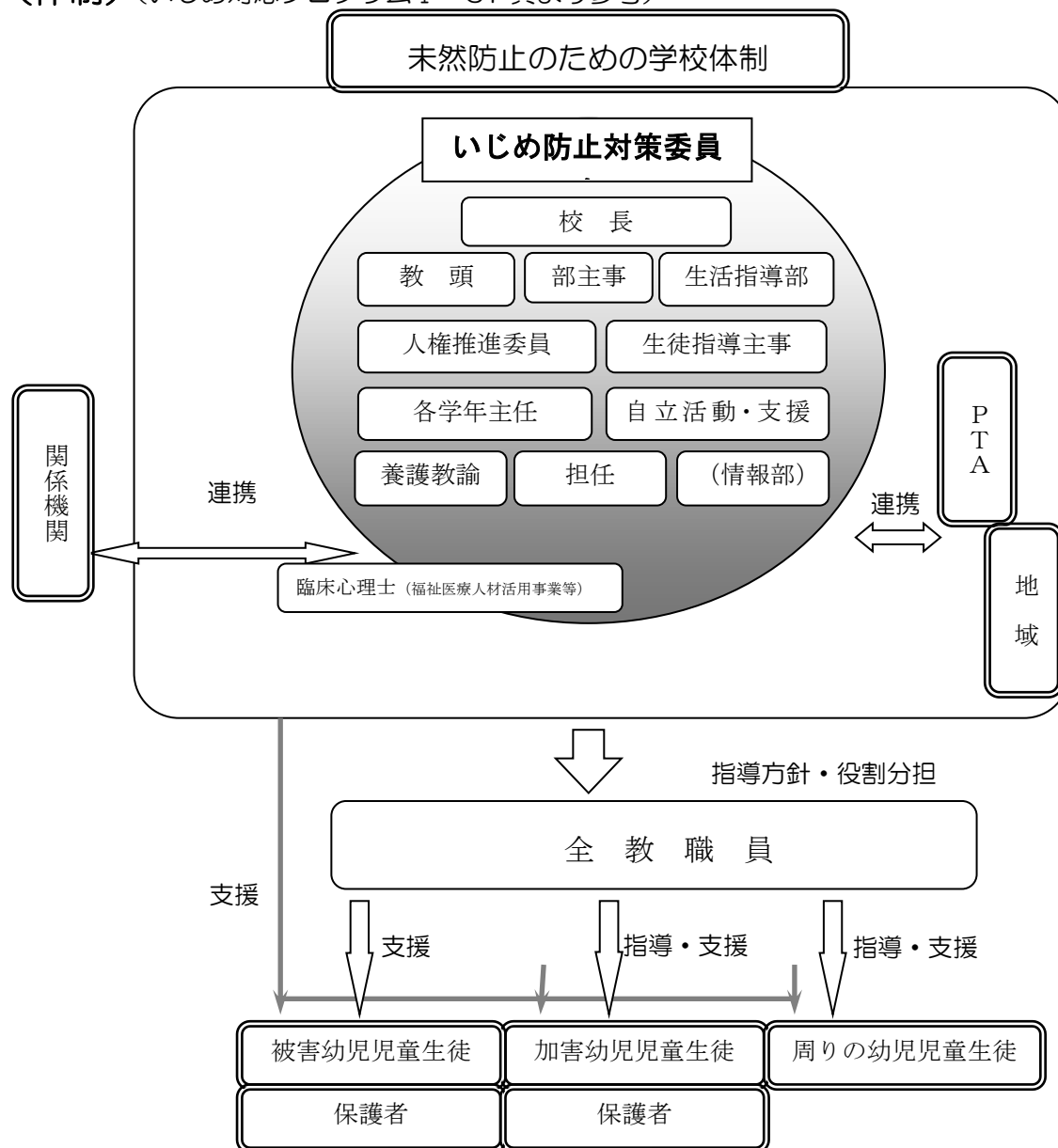
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(体制) (いじめ対応プログラムⅠ 67 頁より参考)



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して児童生徒・保護者からのいかなるサインも見逃さない報告・連絡・相談体制を徹底する。その際、学級担任⇒学年主任⇒部主事⇒教頭・校長への伝達はその発覚当日児童生徒の下校までに完結するよう徹底する。日々の状況について保護者と連絡帳等で情報共有したうえで、児童生徒に対して支援をおこなう。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、全学年において日々の教育活動全般や「自立活動」等の授業で人間関係の形成(他者とのかかわりの基礎に関すること、他者の意図や感情の理解に関すること、自己の理解と行動の調整に関すること、集団への参加の基礎に関すること)について指導・支援を実施・継続・蓄積する。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、普段より児童生徒の生活背景や障がい特性への理解を校内で共有しておく。わかりやすい授業づくりを進めるために個別の教育支援計画に基づく各教科の適切な個別の指導計画を策定・実施する。児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために日々の授業や行事での取り組み、クラスや学年の係活動などで効果的な運営を企画実行する。ストレスに適切に対処できる力を育むために他者に助けを求める相談するスキルを「自立活動」等の授業で学べるようにし、保健室とも連携する。また、大阪府教育センター等の提供による「今どんな気持ち？」イラストポスターを校内に掲示、おりに触れ活用する。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため年間2回のアンケート「安全で安心な学校を過ごすために」の実施や意見書を活用し、年1回以上の人権研修などの校内研修に取り組む。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、日々の授業はもとより、運動会、学習発表会、作品展等の機会に保護者や地域の参観・公開を推進する。
- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、総合的な学習の時間や特別活動(児童生徒会)でのポスター制作、呼びかけ等を促す。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは年間2回のアンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施や随時の意見書を活用する。定期的な教育相談としては、参観日の活用や日々の電話連絡、精神科健康相談等を活用する。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため日々の欠席遅刻早退等の連絡、連絡帳を通じての情報共有を継続する。前兆等を感じた場合、担任は保護者と電話連絡・家庭訪問等を行い、直ちに学年主任・部主事・管理職等へ報告・連絡・相談を行う。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として先ず担任、それが困難な場合は部主事や教頭が窓口として対応する。
- (4) 年度当初の学年懇談会、「入学のしおり」、アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」により、相談体制を広く周知する。学校協議会、学期末懇談会等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、学校協議会による『意見書等の活用の流れ』(平成24年9月)に準じて効果的な活用および守秘を敢行する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質

さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や部主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、児童生徒のケアを約束するとともに、今後の方針を伝えるなど丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、リーディングスタッフや臨床心理士の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて臨床心理士（福祉医療人材活用事業等）の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(4) いじめが解消している状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間が継続していること(相当の期間：少なくとも 3 ヶ月を目安)

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとって、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動、自立活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や学習発表会、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」に準ずる授業において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

(1)組織的な指導体制

いじめ問題等に関する指導記録を保存し、適切に引き継ぐとともに情報提供できるシステムを構築する。「問題事象報告書」「家庭訪問・教育相談記録」等を作成活用。

(2)校内研修の充実

子どもへの支援者がともに学び合ったり、参加体験型の研修を実施したりすることでいじめ等の防止・早期発見・迅速かつ的確な対応力を培う。そのためにいじめ防止対策委員会と人権教育推進委員会が連携して行う研修を中心に各方面でいじめ防止に関わる研修を推進する。

(3)地域や家庭との連携

通学区域内 2 市 1 町の障害福祉課や社会福祉協議会、吹田子ども家庭センター等との不断の連携、高槻警察警備課や府警本部等による支援を継続して活用する。通学区域内の 6 施設とも関係施設連絡協議会等で定期的な連携があり、臨機応変の相互協力を強めていく。

第6章 附則

この、高槻支援学校いじめ防止基本方針は平成 26 年 1 月 30 日より施行する。
ただし、平成 26 年 3 月 31 日までは試行実施を行いつつ必要に応じて修正を加え、平成 26 年 4 月 1 日より本格実施するものとする。

平成 26 年 3 月 13 日 改正

平成 27 年 4 月 16 日 改正

平成 29 年 7 月 12 日 改正

平成 31 年 4 月 1 日 改正

令和 2 年 6 月 30 日 改正

令和 5 年 6 月 30 日 改正